

三重県営住宅における吹付けアスベスト等(※1)の使用実態について

平成29年6月26日時点

表1)居室等(※2)において吹付けアスベスト等が確認された公営住宅等

団地名	所在地	管理開始年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事実施年度	備考
居室等において吹付けアスベスト等が確認された団地はありません。							

表2)居室等以外の箇所(※3)において、吹付けアスベスト等が確認された公営住宅等

団地名	所在地	管理開始年度	住棟番号	吹付けアスベスト等の使用部位	対策工事	対策工事実施年度	備考
1 大黒田団地	松阪市五月町1497	S51	—	浄化槽機械室(住棟とは別の建物)	済	H17	H17年度封じ込め対策(※4) H19年度除去対策
2 服部団地	伊賀市服部2丁目54	S51	—	浄化槽機械室(住棟とは別の建物)	済	H17	H17年度囲い込み対策(※5) H19年度除去対策
3 久生屋団地	熊野市久生屋町390-1	S58	—	浄化槽機械室(住棟とは別の建物)	済	H17	H17年度囲い込み対策(※5) H19年度除去対策

(※1)吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール

(※2)居室、台所、浴室、便所、住戸内廊下等

(※3)バルコニー、住戸内のパイプスペース等通常立ち入らない箇所、共用部分(共用廊下、共用階段、機械室等)、共同施設(集会所、駐車場等)

(※4)薬剤の含浸若しくは造膜材の散布等を施すことにより、アスベスト含有吹付け材の層の表層部又は全層を完全に被覆または固着・固定化して、粉じんが使用空間内へ飛散しないようにする対策

(※5)板状材料等で完全に覆うことによって粉じんの飛散防止、損傷防止等を図る対策